

○総務省
財務省 令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十三条第五項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令（平成二十年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の百二十五」を「千分の五十」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。